

## 令和元年度第2回 旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会

- 日時 令和元年6月25日（火）  
午前10時00分から2時間程度
- 場所 いなべ市役所  
シビックコア棟2階研修室2・3

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 委員等自己紹介

#### 3 座長あいさつ

#### 4 説明及び審議事項

(1) 令和6年度末の圏域の将来人口目標について

資料1

(2) 第3次共生ビジョンの現状及び課題・基本方針について

事前送付資料2

#### 5 意見交換会

#### 6 閉会

## 令和6年度末の圏域の将来人口目標について

# 定住自立圏の現状

## 1. 定住自立圏の現状

いなべ市及び東員町で構成される当圏域は、三重県の北部に位置し、西に鈴鹿山脈、北に養老山地をいただき、そこから出る水脈が圏域中央を流れる員弁川に流入しています。員弁川やその流域河川の周辺には豊かな田園地帯が広がり、自然に囲まれた緑があふれる地域です。

当圏域は豊かな田園地帯にある一方で、名古屋市の中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、東海圏と関西圏の結節点に位置する地理的優位性を活かして日本を代表する自動車関連企業など優良企業が立地しています。

圏域を東西に三岐鉄道北勢線、三岐鉄道三岐線の2路線が走り、国道365号、421号が圏域中央部を横断、306号が圏域西部を南北に縦断しています。これらの鉄道や国道に沿って市街地が形成されています。

### (1) 面積

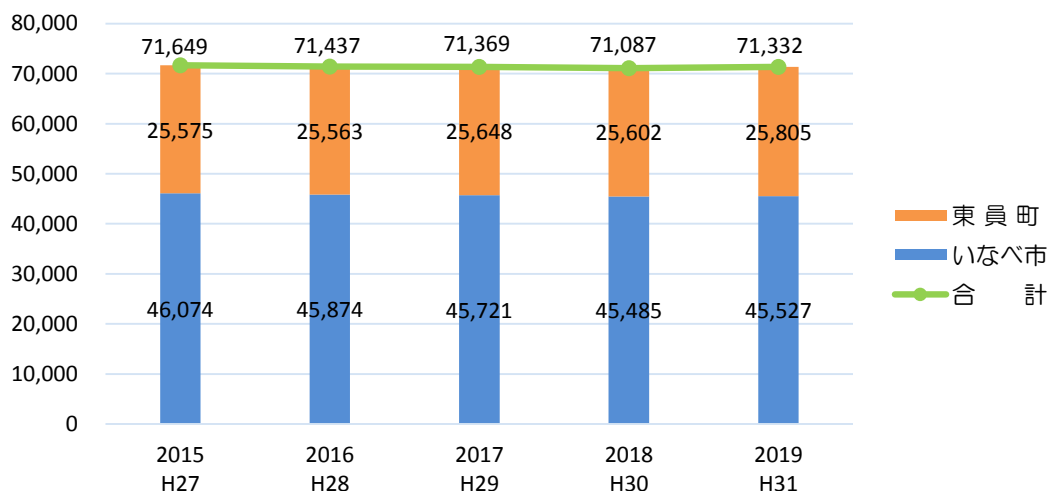
市・町	面積
いなべ市	219.83 km <sup>2</sup>
東員町	22.68 km <sup>2</sup>
<b>圏域合計</b>	<b>242.51 km<sup>2</sup></b>

## (2) 人口推移

[単位：人]

年	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31
いなべ市	46,074	45,874	45,721	45,485	45,527
東員町	25,575	25,563	25,648	25,602	25,805
合 計	71,649	71,437	71,369	71,087	71,332

[圏域実績人口（※基準日：いなべ市4月1日、東員町3月31日）]

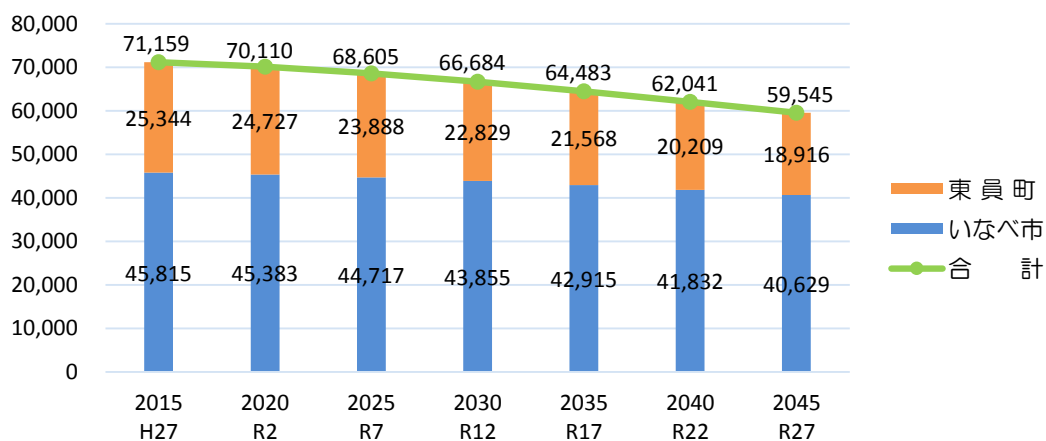


## (3) 将来推計人口

[単位：人]

年	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2045 R27
いなべ市	45,815	45,383	44,717	43,855	42,915	41,832	40,629
東員町	25,344	24,727	23,888	22,829	21,568	20,209	18,916
合 計	71,159	70,110	68,605	66,684	64,483	62,041	59,545

[出典：国立社会保障・人口問題研究所推計]



## (4) 年齢3区分人口推移

【いなべ市】

[単位：人]

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
年少人口	8,897	9,357	9,424	9,177	8,144	7,832	7,286	6,834	6,345	5,856
生産年齢人口	25,251	26,453	26,791	28,179	28,841	29,795	29,428	29,951	29,043	27,858
老年人口	4,266	4,764	5,376	6,106	6,897	8,118	8,916	9,661	10,282	11,575

【東員町】

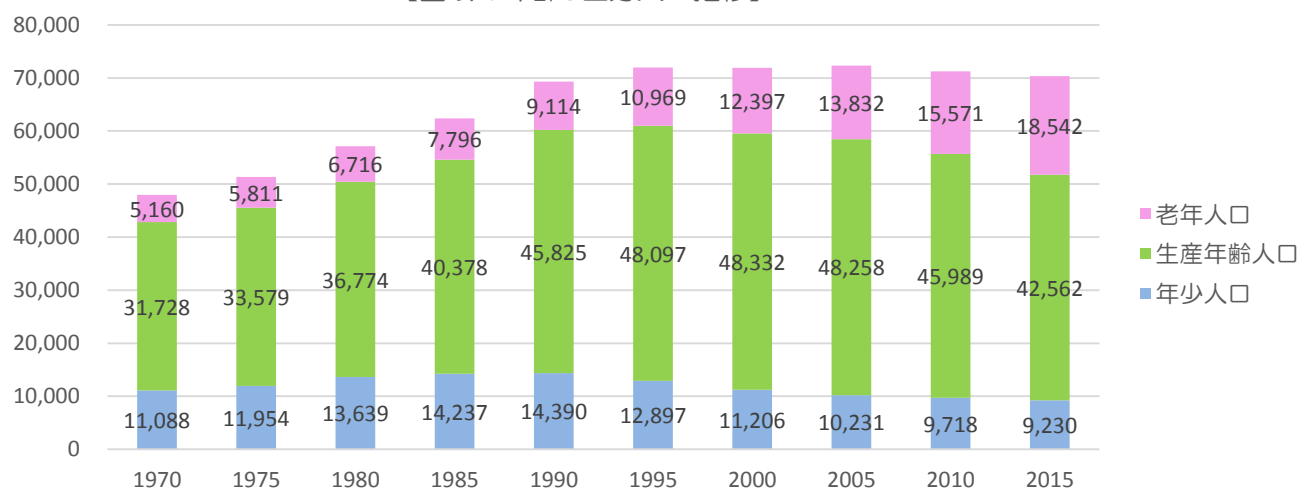
[単位：人]

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
年少人口	2,191	2,597	4,215	5,060	6,246	5,065	3,920	3,397	3,373	3,374
生産年齢人口	6,477	7,126	9,983	12,199	16,984	18,302	18,904	18,307	16,946	14,704
老年人口	894	1,047	1,340	1,690	2,217	2,851	3,481	4,171	5,289	6,967

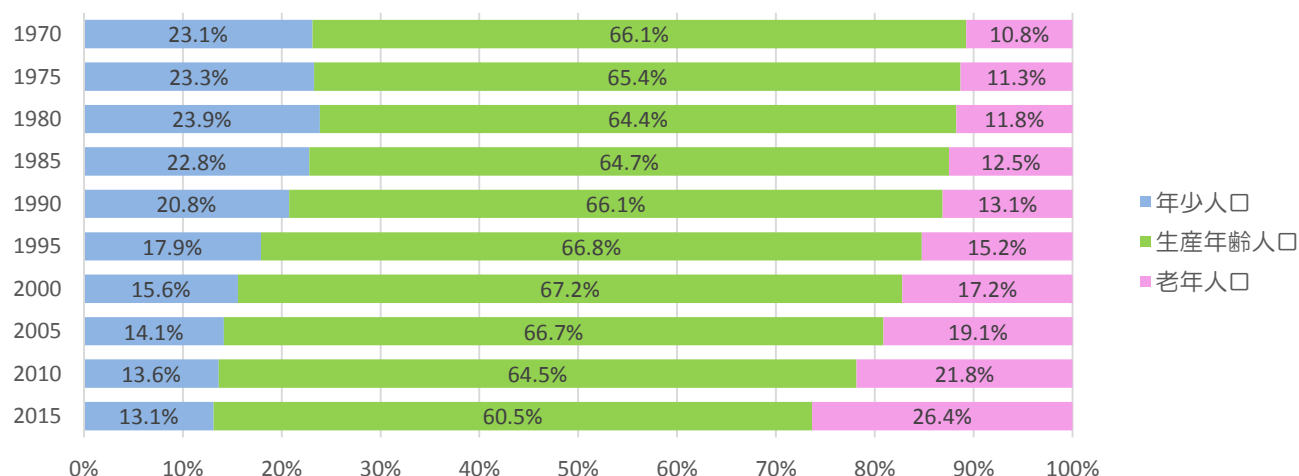
[出典：総務省統計局（国勢調査）]

■年少人口：0～14歳 ■生産年齢人口：15～64歳 ■老年人口：65歳以上

【圏域の年齢3区分人口推移】



【圏域の年齢3区分人口割合の推移】

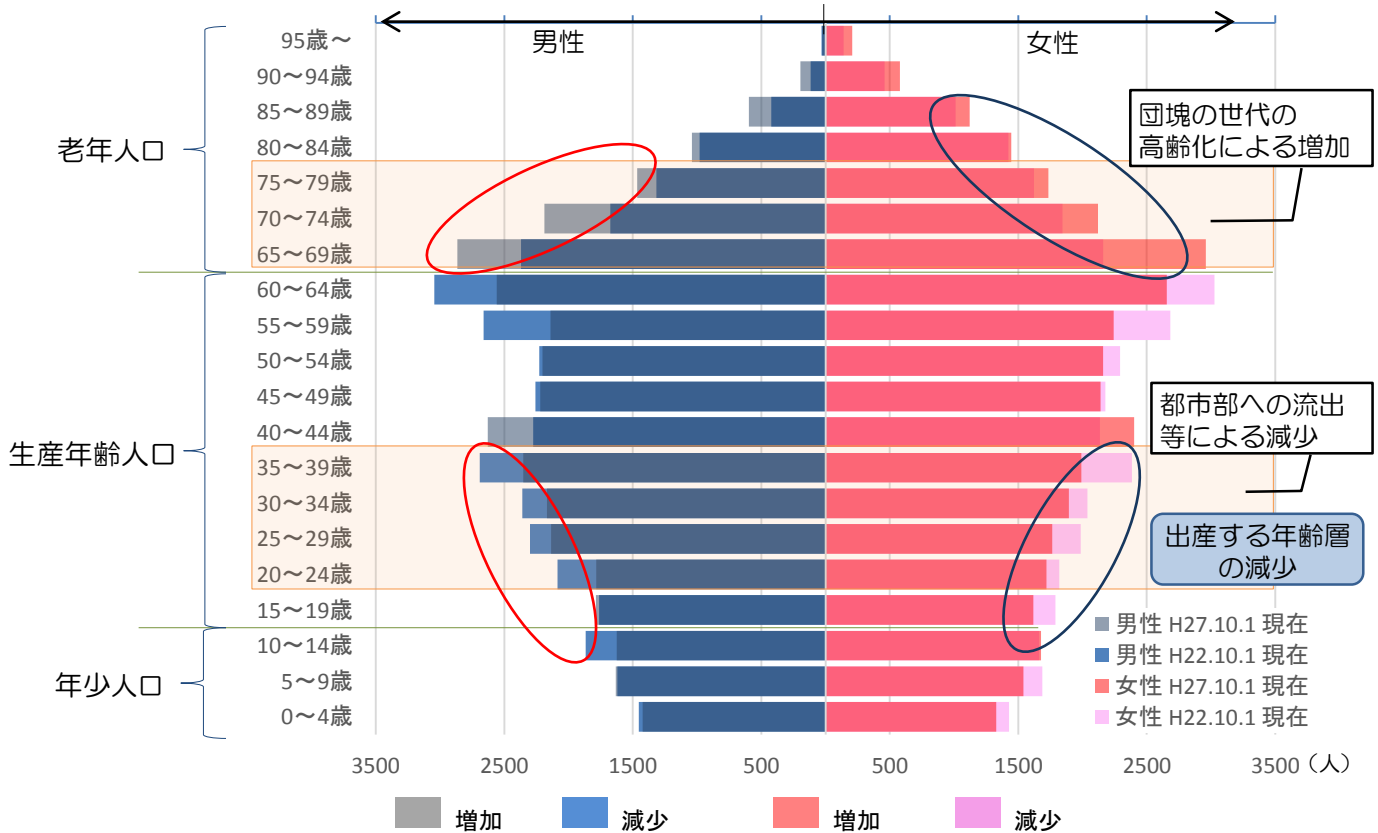


## (5) 圏域の人口分布図

旧員弁郡定住自立圏の圏域におけるそれぞれの区分ごとに比較

※対象年度は平成22年度と平成27年度（基準日：各年の10月1日）

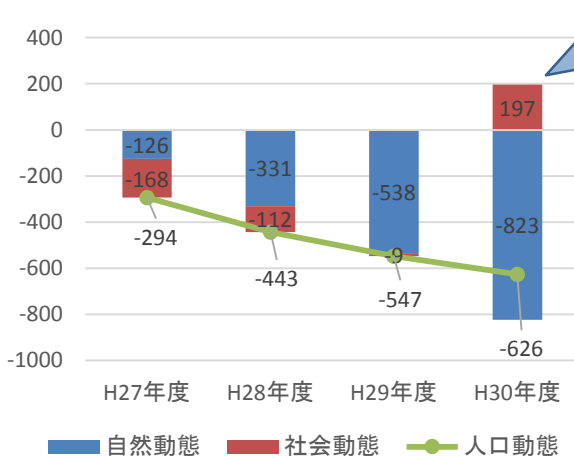
【旧員弁郡定住自立圏域の人口ピラミッド比較】



## (6) 人口動態

[参考：三重県戦略企画部統計課]

圏域の自然動態と社会動態の推移(累計)



①自然動態  
一貫してマイナスで推移しています。

②社会動態  
平成28年度の企業誘致数増加により、平成30年度はプラスとなりました。  
※社会動態は景気に左右されるので、今後の動向に注意が必要となります。

【圏域の自然動態と社会動態(単年度)】

年区分	自然動態	社会動態	人口動態
H27年度	-126	-168	-294
H28年度	-331	-112	-443
H29年度	-538	-9	-547
H30年度	-823	197	-626

「人口動態」

ア. 自然動態・・・一定の期間における出生・死亡に伴う人口の動きを示します。

イ. 社会動態・・・一定の期間における転入・転出に伴う人口の動きを示します。

圏域内の人口減少は、社会動態よりも自然動態による影響が大きいことが分かります。

## (7) 昼夜間人口比率

### (ア) いなべ市

[単位：人]

年	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
昼間人口	38,658	41,286	45,101	45,161	49,070	48,517	49,708
夜間人口	43,462	43,882	45,746	45,630	46,446	45,684	45,815
比率 (%)	0.889	0.941	0.986	0.990	1.056	1.062	1.085

### (イ) 東員町

[単位：人]

年	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
昼間人口	15,389	18,845	19,192	19,734	19,880	20,537	22,030
夜間人口	18,949	25,447	26,235	26,305	25,897	25,661	25,344
比率 (%)	0.812	0.741	0.732	0.750	0.758	0.800	0.869

[出典：総務省統計局（平成27年国勢調査）]

## (8) 通勤・通学

[単位：人]

市・町	総数 (夜間人口)	従業員も通学も していない	自市町		他市区町村				不詳	
			自宅で従業員	自宅外の自市町で 従業員・通学	県内他市町	他県に 従業員・通 学	外国			
いなべ市	45,815	14,936	19,141	2,098	17,043	9,775	8,197	1,497	81	1,963
東員町	25,344	9,220	6,155	872	5,293	9,025	7,014	1,914	97	944

[出典：総務省統計局（平成27年国勢調査）]

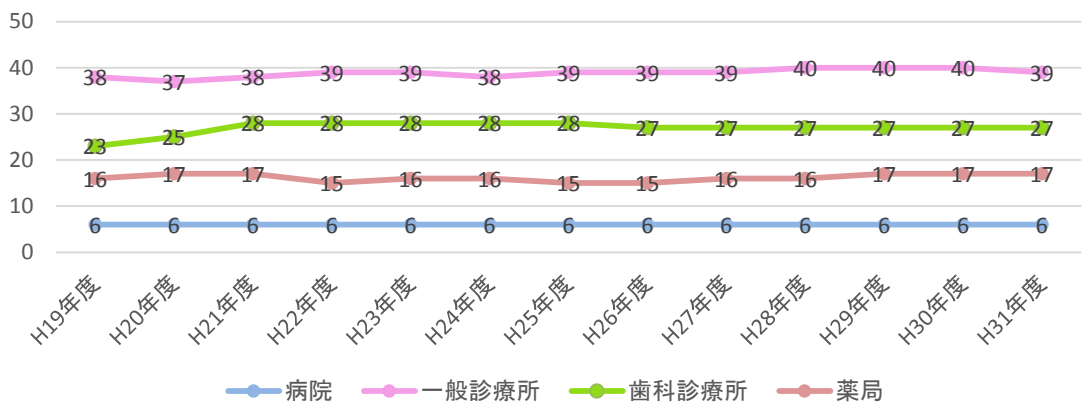
## (9) 医療

### (ア) 医療施設数、薬局数

[単位：院、所]

市・町	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局
いなべ市	4	26	17	10
東員町	2	13	10	7
合計	6	39	27	17

[出典：三重県戦略企画部統計課（平成31年刊三重県統計書）]

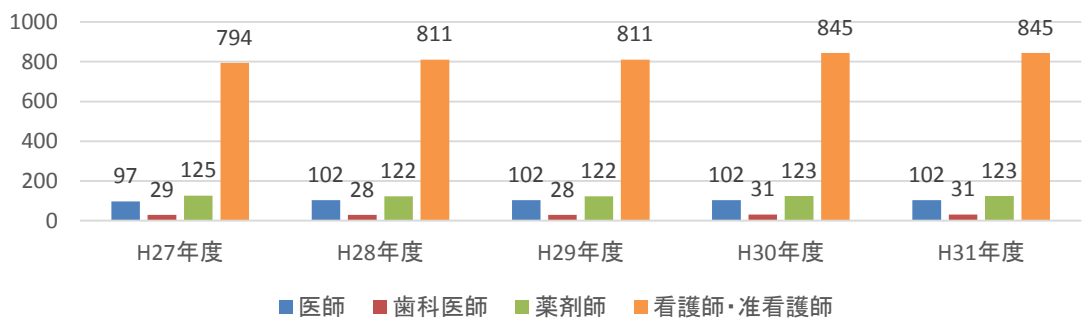


### (イ) 医療関係者数

[単位：人]

市・町	医師	歯科医師	薬剤師	看護師 准看護師
いなべ市	80	19	90	564
東員町	22	12	33	281
合計	102	31	123	845

[出典：三重県戦略企画部統計課（平成31年刊三重県統計書）]





# (10) 福 祉

[単位：所]

分類	施設の種類	いなべ市	東員町
児童福祉施設	助産施設	1	-
	保育所	13	6
	児童館	1	-
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	-
	特別養護老人ホーム	4	1
	軽費老人ホーム・ケアハウス	-	1
	老人福祉センター	2	-
	有料老人ホーム	6	6
	介護老人保健施設	2	-
	訪問看護ステーション	4	3
	認知症疾患医療センター 老人性認知症センター	-	1
	認知症対応型共同生活介護	4	2
障害者福祉施設	生活介護	4	1
	共同生活援助	6	4
	就労移行支援	1	-
	就労継続支援（A型）	1	1
	就労継続支援（B型）	7	1
障害児通所支援施設	児童発達支援	1	2
	放課後等デイサービス	4	3

[出典：三重県健康福祉部福祉監査課（平成30年三重県社会福祉施設等名簿）]

## (11) 公共施設数

[単位：所]

分類	施設の種類		いなべ市	東員町	
文化施設	公民館・類似施設	中央館	2	1	
		地区館	—	—	
		分館	—	1	
		類似	—	—	
	図書館		4	1	
スポーツ施設	体育館		3	1	
	運動広場		8	2	
	道場	柔道場	2	—	
		剣道場	1	1	
	野球場		3	2	
	コート	テニスコート	2	2	
		ゲートボール場	1	—	
	プール	屋内		—	—
		屋外	25m	1	—
			50m	—	1
			幼児等	—	—
	陸上競技場		—	1	
	球技場		—	—	
	相撲場		—	—	
	弓道場		—	—	
トレーニング場		1	—		

施設名称	蔵書数 (冊)	貸出登録者数 (人)	貸出冊数 (冊)
いなべ市北勢図書館	62,244	5,517	63,616
いなべ市員弁図書館	3,812	2,799	7,262
いなべ市大安図書館	42,485	6,200	59,944
いなべ市藤原図書館	15,523	2,320	24,131
東員町立図書館	104,971	43,904	180,335

[出典：三重県戦略企画部統計課（平成31年刊三重県統計書）]

## (12) 産 業

### (ア) 第1次産業

【 いなべ市 】

[単位：戸、千万円]

年	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
専業農家	156	154	180	118	162	157
兼業農家	3,294	2,830	2,273	1,525	1,152	804
第1種	100	136	63	122	90	362
第2種	3,194	2,694	2,210	1,403	1,062	442
農家総数	3,450	2,984	2,453	1,643	1,314	961
農業産出額	600	506	443	427	-	-

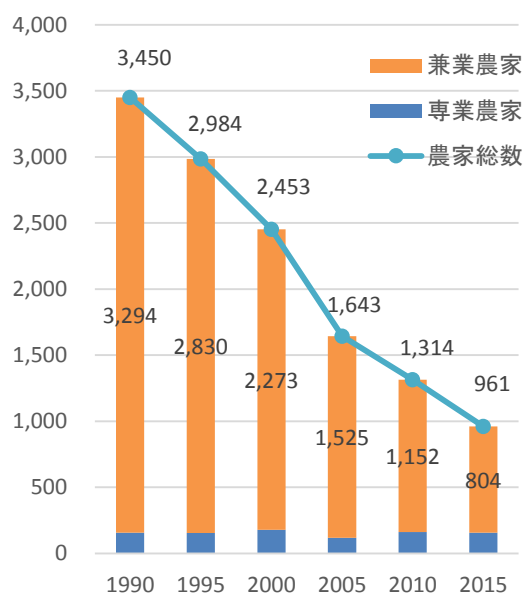
【 東員町 】

[単位：戸、千万円]

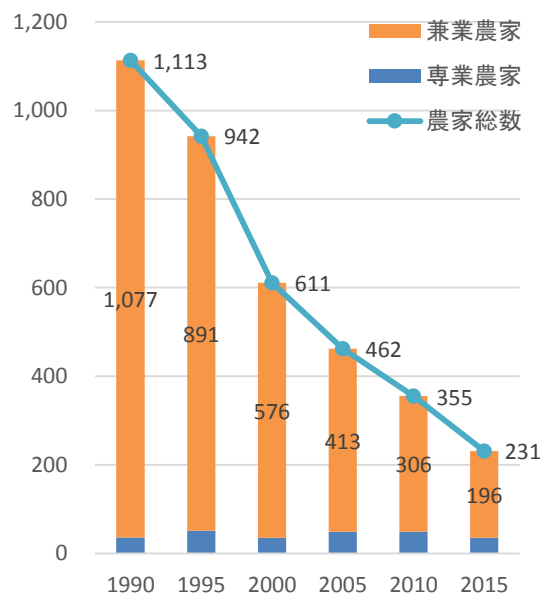
年	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
専業農家	36	51	35	49	49	35
兼業農家	1,077	891	576	413	306	196
第1種	12	49	40	39	14	3
第2種	1,065	842	536	374	292	193
農家総数	1,113	942	611	462	355	231
農業産出額	600	506	443	427	-	-

[出典：農林水産省（農林業センサス）]

【 いなべ市 】



【 東員町 】



## (イ) 第2次産業

【 いなべ市 】

[単位：所、人、十億円]

年	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2017 H29
事業所数	219	223	215	232	211	200	203	191	176	178	177
従業者数	13,744	15,769	17,103	17,987	15,843	15,338	16,170	15,560	16,382	17,169	18,140
製造品出荷額等	83	98	100	105	86	97	94	113	118	111	132

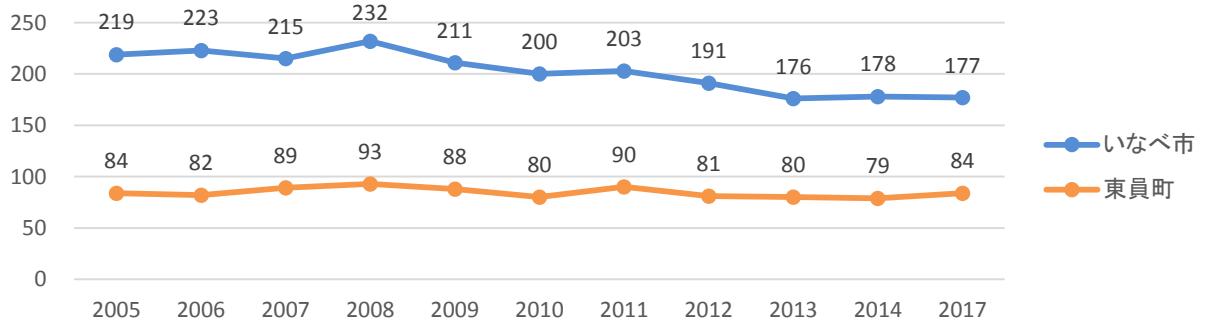
【 東員町 】

[単位：所、人、十億円]

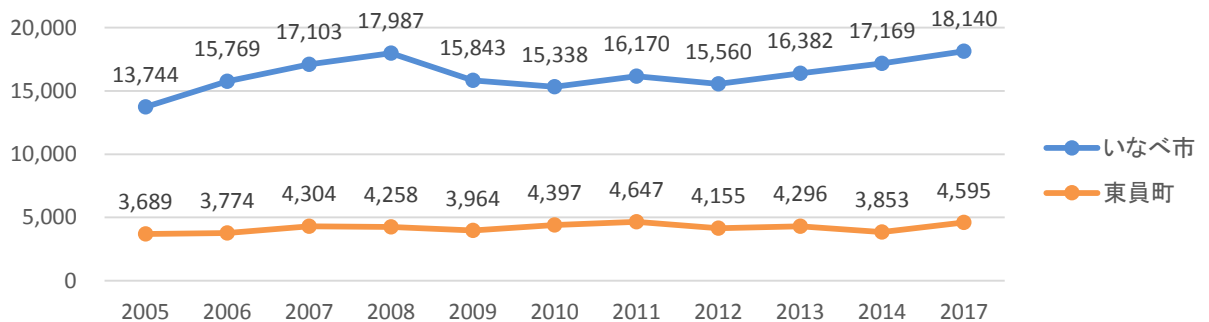
年	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2017 H29
事業所数	84	82	89	93	88	80	90	81	80	79	84
従業者数	3,689	3,774	4,304	4,258	3,964	4,397	4,647	4,155	4,296	3,853	4,595
製造品出荷額等	11	12	13	15	12	14	13	14	15	15	14

[出典：経済産業省（工業統計）]

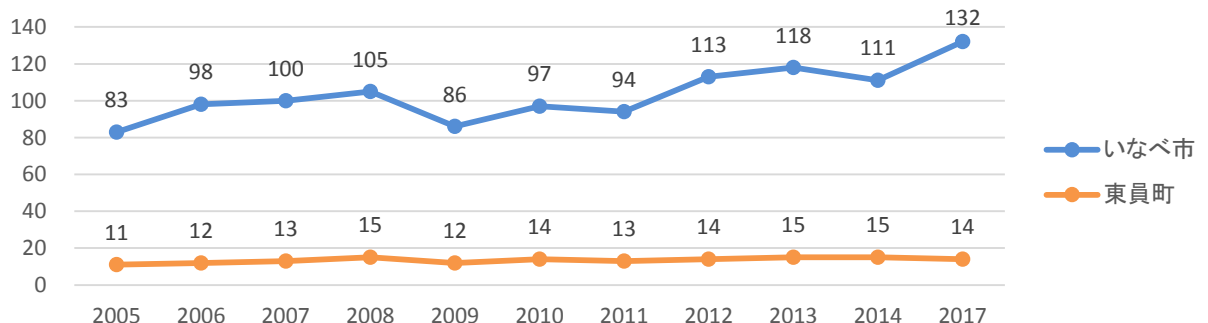
【 事業所数（単位：所）】



【 従業者数（単位：千人）】



【 製造品出荷額等（単位：十億円）】



## (ウ) 第3次産業

【 いなべ市 】

[単位：所、人、百万円]

年	1985 S60	1991 H3	1997 H9	2002 H14	2007 H19	2011 H23	2014 H26
事業所数	689	624	562	447	397	307	336
従業者数	1,933	2,077	2,380	2,615	2,275	1,733	1,868
製造品出荷額等	25,122	31,641	38,980	36,594	35,248	35,439	30,347

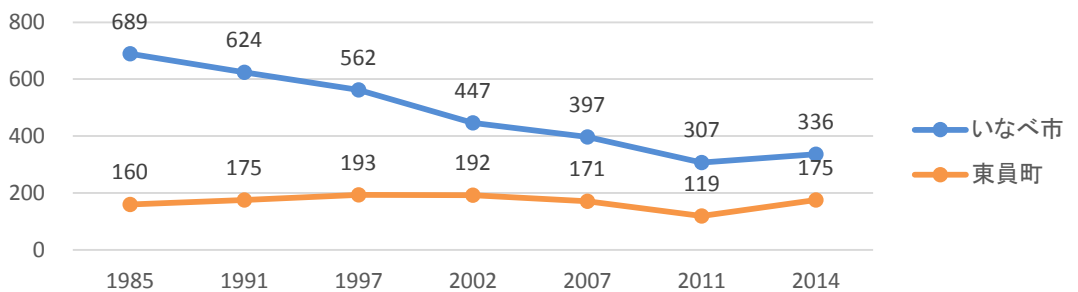
【 東員町 】

[単位：所、人、百万円]

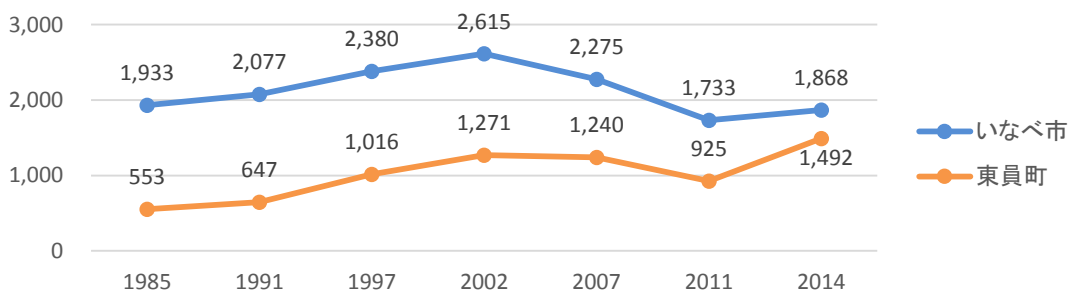
年	1985 S60	1991 H3	1997 H9	2002 H14	2007 H19	2011 H23	2014 H26
事業所数	160	175	193	192	171	119	175
従業者数	553	647	1,016	1,271	1,240	925	1,492
製造品出荷額等	7,309	13,399	19,354	21,499	22,975	18,555	24,559

[出典：経済産業省（商業統計）]

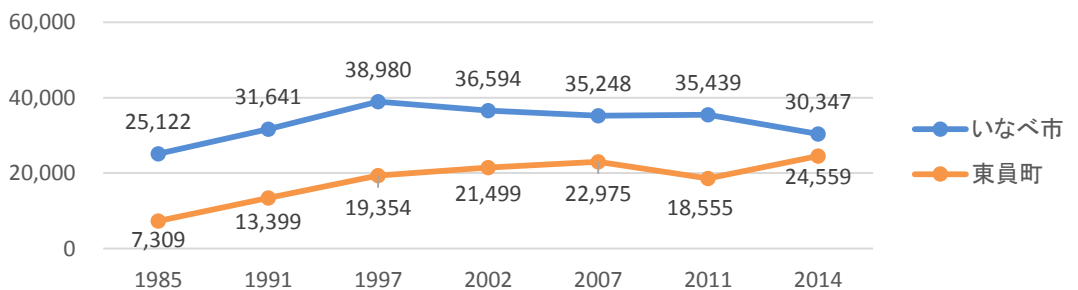
【 事業所数（単位：所）】



【 従業者数（単位：千人）】



【 年間商品販売数（単位：百万円）】



# 定住自立圏の将来像

## 1. 定住自立圏の目指すべき将来像

「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことが定住自立圏構想の基本理念です。

この構想により目指す本圏域の姿は、“いつまでも住み続けたい”、“住んでみたい”、“訪れてみたい”と思える地域です。

そこには、豊かな自然があり、自然と共生できるゆとりある空間が創出され、充実した医療体制を始めとする安心・安全を支える生活機能が整っています。そこでは、障がいや疾病の有無にかかわらず子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らし、いきいきと輝く笑顔が地域に満ち溢れています。

また、圏域住民一人ひとりが、認め合い支え合って暮らす、住民が主役のまちづくりが進められています。旧員弁郡の長い歴史により築き上げられた確かな自信が地域全体に醸成され、そこに住もう人がその地を誇りと思える地域です。

“いつまでも住み続けたい” “住んでみたい” “訪れてみたい” と思える地域  
豊かな自然・いきいきと輝く笑顔・誇りと自信

光り輝く地域

緑豊かな自然に囲まれ、住民一人ひとりが、認め合い・支え合い、だれもがいつまでも安心していきいきと暮らせ、住もう人が誇りと思える活気に満ちた地域

## 2. 圏域の将来人口目標

### 圏域人口

市・町	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
いなべ市	45,630人	46,446人	45,684人	45,815人
東員町	26,305人	25,897人	25,661人	25,344人
合計	71,935人	72,343人	71,345人	71,159人

[出典：総務省統計局（国勢調査）]

### 人口推移

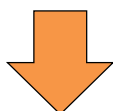
市・町	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
いなべ市	45,874人	45,721人	45,485人	45,527人
東員町	25,563人	25,648人	25,602人	25,805人
合計	71,437人	71,369人	71,087人	71,332人

[出典：住民基本台帳（※基準日：いなべ市4月1日、東員町3月31日）]

### 人口推計

市・町	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
いなべ市	45,301人	43,988人	42,526人	40,922人	39,187人
東員町	24,727人	23,888人	22,829人	21,568人	20,209人
合計	70,028人	67,876人	65,355人	62,490人	59,396人

[出典：いなべ市人口ビジョン・東員町人口ビジョン]



いなべ市	45,500人
東員町	25,500人
合計	71,000人

国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計等にもあるように、本件域においても、今後急速な人口減少と高齢化の進行が予測されます。このような状況を踏まえ、引き続き両市町が互いに連携・協力することにより、安心して暮らせる圏域を形成し、圏域から都市への人口の流出をくい止めるとともに、圏域への人の流れを創出していかなければなりません。従いまして、第3次共生ビジョンにおいても、引き続き第4章の1項でお示しした圏域の将来像の実現に向けた取組みを推進しています。

そこで、これらの取組みにより、本ビジョンの最終年度である2024年の圏域の将来人口目標を、国勢調査及び両市町の人口ビジョン等を踏まえ、概ね**71,000人**とします。

### 3. 圏域の可能性

人口定住に向けた取組みを進めていくうえで、本圏域のポテンシャルを最大限に活かしていく必要があります。

#### (1) 東海圏と関西圏が交わる東西の玄関口

本圏域は、名古屋市の中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、東海圏と関西圏の結節点に位置しています。東海環状自動車道の西回り、国道421号石樽トンネルの開通により、この玄関口としての機能がさらに高まり、「企業活動」や「観光」におけるポテンシャルが期待されます。

経済産業省の「高速道路インターチェンジからの距離別工業立地件数調査」によれば、インターチェンジ（以下、IC）から10km以内に80.8%の工場が立地されています。現在整備中の東海環状自動車道では、2016年に本圏域で初の東員ICが開通し、3年後の2019年に大安ICまで延長されました。また、2024年には北勢ICまで整備される予定であり、今後更に工業立地が進む可能性があります。また、物流の利便性が向上し既存企業においても企業活動のポテンシャルが高まります。

道路ネットワークにより定住自立圏単位での交流や大都市圏との結びつきが強化されることは、企業活動分野だけでなく、観光・交流分野における発展も期待されます。「スローライフ」に象徴されるように、自然の中で心豊かに過ごしたい人が増えています。いなべ市農業公園、東員町中部公園など自然豊かな地域資源を数多く有する本圏域は、観光・交流分野のポテンシャルも高いといえます。

#### (2) 豊かな自然と良好な住環境による暮らしやすさ

名古屋市の中心部から約30kmの距離にあるにも関わらず、豊かな自然環境と大都市と比較して良好な住環境が、圏域住民に生活の豊かさを感じさせています。健康志向やワークライフバランスの進展と相まって、定住促進のポテンシャルが高まります。

#### (3) さまざまな主体による住民が主役のまちづくり

本圏域ではコミュニティ組織をはじめNPOなど多様な主体が、積極的に地域づくりに参加し、住民一人ひとりが主役となったまちづくりが進められています。近年低下傾向にあるとは言え、助け合い・支え合いが地域にしっかり根付いています。一人ひとりが認め合い、支え合って暮らしていける圏域は、いつまでも安心して、いきいきと暮らせ、そこに住まう人が地域を誇りと思える“光り輝く地域”として発展していくポテンシャルをもっています。



第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン  
圏域の課題と課題解決に向けた基本方針（案）

令和元年6月20日

いなべ市・東員町

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：健康こども部、総務部 東員町：健康づくり課、環境防災課
	分野	(1)	医療	
	共生ビジョン頁	23		

### 【1 現状及び課題（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・本圏域における地域医療の要であるいなべ総合病院に外来患者などが集中し、本来求められている重篤な患者への医療提供体制が損なわれないように、圏域内の開業医との役割分担などの連携強化、かかりつけ医制度の普及啓発、適正受診の推進など圏域全体で医療体制を支える取り組みが必要です。
- ・第1次共生ビジョンでは、圏域の住民が安心して医療を受診できる体制を維持するために、地域医療の充実のために様々な支援を行ってきました。急性期中核病院であるいなべ総合病院の24時間救急医療体制を維持するために財政的な支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができました。
- ・また、一次救急医療体制においては、いなべ医師会に業務委託を行い、開業医の交代制による休日診療体制（在宅医当番制度）を維持することで、年間約300人の圏域住民の受診がありました。二次救急医療体制においては、桑名・いなべ病院群輪番制病院を支援し、重篤な患者に対しても緊急医療体制の維持ができました。
- ・医師不足の対策として、圏域内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後、圏域内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。
- ・安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。
- ・今後も地方の勤務医不足が続くことが予測されており、このような中で圏域内の救急医療体制を維持し、周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、第1次共生ビジョンを検証し、成果のあった事業に対しては引き続き支援を行う必要があります。
- ・第1次共生ビジョンでは、災害時にドクターや看護師等を迅速に現場に派遣するためのDMATの配備を行うとともに、ドクターヘリ、防災ヘリによる大規模災害時の広域的な救急患者の受け入れやいなべ総合病院からの転院搬送のためのヘリポート整備を行うなど、災害拠点病院としての充実を図りました。
- ・東日本大震災では沿岸部の医療機関のほとんどが壊滅的な被害を受けたため、被災者は、内陸部の医療機関や、ヘリコプターを使用して県外の医療機関に搬送されました。当該圏域でも東海、南海トラフ巨大地震、南海地震の発生が危惧されており、沿岸部の医療機関は被害を受けると想定されることから、内陸部の医療機関であるいなべ総合病院も、災害拠点病院の指定を受けております。
- ・今後も、いなべ総合病院を中心とした災害医療体制の構築が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。
- ・災害医療体制の構築を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・中核病院であるいなべ総合病院の機能確保
- ・一次救急（在宅医輪番制）体制の確保
- ・二次救急（病院群輪番制）体制の確保
- ・適正受診等の啓発
- ・防災対策の計画的な推進

## 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・圏域の住民が安心して医療を受けることが出来るよう、急性期中核病院であるいなべ総合病院と圏域内の開業医との連携強化・役割分担など、圏域全体で医療体制を支える取り組みが重要です。
- ・一次救急医療体制においては、開業医のいなべ医師会に業務委託を行い、交代制による休日診療体制（在宅医当番制度）を維持することで、年間約 500 人の圏域住民の受診がありました。二次救急医療体制においては、桑名・いなべ病院群輪番制病院を支援し、重篤な患者に対しても 24 時間の緊急医療体制の維持ができています。
- ・第2次共生ビジョンでは、一次救急医療体制にていなべ医師会に、二次救急医療体制にて急性期中核病院であるいなべ総合病院の 24 時間救急医療体制を維持するための財政支援を行うことで、圏域全体の医療体制を支えています。
- ・医師不足の対策として、圏域内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後、圏域内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。平成 22 年度以降で 22 名に奨学資金を貸与し、医師確保を図ることができました。今後も医師の偏在などにより地方の勤務医不足は継続するため、引き続き事業を継続する必要があります。
- ・安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。今後も周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、引き続き支援を行う必要があります。
- ・沿岸部の被害が拡大した場合において内陸部の医療機関は重要な施設であり、特に内陸部に位置するいなべ総合病院は災害時の医療重要拠点であるが、災害時医師確保など、さまざまな課題が山積しています。災害のみならず、地域医療拠点施設としての重責を担っていく必要があります。

## 【2 基本方針】

- ・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。
- ・災害医療体制の構築を図ります。

## 【3 主な施策（例）】

- ・中核病院であるいなべ総合病院の機能確保
- ・一次救急（在宅医輪番制）体制の確保
- ・二次救急（病院群輪番制）体制の確保
- ・防災対策の計画的な推進

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：福祉部、健康こども部 東員町：地域福祉課、長寿福祉課、子ども家庭課
	分野	(2)	福祉	
	共生ビジョン頁	24		

### 【1 現状及び課題（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年には、超高齢社会による医療に対する負担の激増により、傷病者全てを病院で受け入れることが困難になると予想されています。こういった局面に備えるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要があります。なかでも、在宅医療と介護連携は、広域的な取り組みが必要となっています。
- ・自助の取組みとして出来るだけ介護を受けずに生涯にわたり健康でいられるように、疾病の予防と早期発見や健康増進・介護予防事業として「元気づくりシステム」の仕組みづくりを拡げていくことも必要です。
- ・両市町と共同で介護認定審査や障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、各審査会を計画どおり開催しています。申請者に不便を掛けることがないように、今後も引き続き公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等のサービスの向上や、障害者給付費等の認定審査による利用者等のサービス向上が求められています。
- ・在宅で家族を介護している方を支援するため、介護に関する知識と技能の取得のための勉強会や、家族介護者同士の交流を通じた情報交換による心身のリフレッシュを図るため、「介護者教室」や「介護者のつどい」などを開催しました。また、在宅介護者の家族「だいふくの会」と連携し、介護者の精神的負担の軽減を図りました。
- ・子育てに自信が持てずストレスを感じている障がいを持つ子の保護者を支援するため、保護者同士の交流・情報交換、及び専門員への相談や保育士と情報共有を行いました。
- ・今後も圏域内で在宅介護などを安心して行っていくためには、在宅家族介護者や障がいを持つ子の保護者に対して、これまでのような情報交換、専門員への相談など心身リフレッシュの場づくりや、在宅で介護するために必要な住宅改修に対する補助金の交付による負担軽減の検討や自治会等との連携強化による高齢者の見守り体制の確立が必要です。
- ・圏域内の障がい者（児）施設には老朽化したものも多く、新改築等に対する財政支援の検討や保護者が亡くなった後も地域内で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。
- ・重度障がい者（児）施設の円滑な運営のためには、障がい者（児）施設と医療の連携は不可欠であり、医療機関と連携した仕組みづくりが必要です。
- ・障がい者の社会参加を促進するための手話通訳者等の派遣については、いなべ市が東員町から業務を受託し、広域的で利用しやすい手話通訳等の派遣体制を構築することができました。今後は、派遣件数の増加に対応するために手話通訳者等の育成や確保が必要です。
- ・圏域の子育て支援サービスの対象者を明確にし、絶え間ない子育て支援サービスのあり方の検討が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供を行います。

### 【3 主な施策】

- ・地域包括ケアシステム構築の推進（在宅医療と介護連携の推進）
- ・介護サービスの推進
- ・障がい者福祉サービスの推進 ・障がい児福祉サービスの充実
- ・子育て支援センターの充実

## 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年には、全国的に高齢化率がピークとなり、超高齢社会の到来による医療への負担増加により、傷病者全てを病院で受け入れることが困難になると予想されます。こういった局面に備えるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があり、その中でも在宅医療と介護連携は広域的な取り組みが必要です。
- ・いなべ市と東員町では、平成26年度から在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、多職種間の「顔の見える、仕事の見える関係づくり」を目指して事業を重ね、医療機関と介護事業所等の連携が深まってきました。・今後は、「連携」から「協働」へと目指すところを進化させ、次の段階として“階層別連携コーディネート”による重層的な事業の推進を図っていく必要があります。
- ・在宅介護を支援するため、家族介護者に対する介護知識や技能取得のための勉強会の開催や、「介護者教室」「リフレッシュ事業」を介護事業所で開催するなど、身近な地域で参加しやすい事業を充実しています。また、医療・介護フェアや講演会による住民啓発のほか、地域包括支援センターや介護事業所による認知症カフェの開催により、家族介護者の精神的な負担軽減が図れる機会も更に充実していく必要があります。
- ・できるだけ生涯にわたって医療や介護を受けずに健康でいられるよう、地域の身近な集会所等で住民主体の取組である「元気づくりシステム」（いなべ市）、「いきいき百歳体操」（東員町）を中心に、介護予防・健康増進、疾病予防事業として拡大していく必要があります。そのためには、活動参加への啓発や実施におけるフォローアップなど、住民主体による自助の取組として継続していけるようシステム全体のコーディネートが必要です。
- ・両市町と共同で介護認定審査や障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、各審査会を計画どおり開催しています。今後も引き続き公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等のサービスの向上や、障害者給付費等の認定審査による利用者等のサービス向上が求められています。
- ・施設建築などのハード面での整備から、支援者の協力体制の確保や連携など、圏域内でのソフト面でのサービス提供体制を構築していくことです。障がい者（児）の重度化・高齢化や親亡き後に備え、ソフト面において地域内で安心して暮らせる仕組みとして、地域生活支援拠点等（相談体制・緊急時の受け入れ・体験の機会の場の提供・専門的人材の確保、養成・地域における体制づくり）の整備が必要となります。
- ・医療的ケアが必要な障がい者（児）、強度行動障害、高次脳機能障害など、支援が困難な場合においては、多職種連携を図り、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築することが必要です。
- ・障がい者（児）の相談者の実人員は、増加しています。圏域内の相談支援事業者に対して、三重県の相談支援従事者研修の受講や相談支援員の拡充を要請していく必要があります。
- ・障がいのある児童や発達に支援を要する児童の保護者に対する子育て支援を充実させ、保護者や関係機関との情報共有、交流活動を活発化させたり、親子で安心して過ごす時間を増やしたりすることで、保護者の負担軽減や児童の基本的な生活習慣の向上を図っていく必要があります。
- ・障がい者の社会参加を促進するための手話通訳者等の派遣については、いなべ市が東員町から業務を受託し、広域的で利用しやすい手話通訳等の派遣体制を構築することができました。今後は、派遣件数の増加に対応するために手話通訳者等の育成や確保が必要です。
- ・圏域の子育て支援サービスの対象者を明確にし、絶え間ない子育て支援サービスのあり方の検討が必要です。

## 【2 基本方針】

- ・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・ 介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供を行います。

## 【3 主な施策（例）】

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進（在宅医療・介護連携の推進、介護予防・健康増進）
- ・ 介護サービスの推進（認知症施策の推進、家族介護者支援）
- ・ 障がい者福祉サービスの推進
- ・ 障がい児福祉サービスの充実
- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ 子育て支援センターとの連携による乳児及び育児相談の充実



基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：教育委員会、健康こども部 東員町：学校教育課
	分野	(3)	教育	
	共生ビジョン頁	25		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・圏域の教育環境を良くしていくためには、市教育研究所・市教育研究会・郡市教育研究会による研修会開催など、教職員の指導力の向上は、非常に重要な取り組みです。近年は、保護者が学校や教職員に対して自分の価値観による要望や要求をすることが多くなってきており、教職員が職務に専念できるように専門的知識を持った弁護士やカウンセラーの活用による学校・教職員負担軽減の確保が必要です。
- ・子ども・保護者と地元との付き合いが希薄になってきており、改めて自治会・保護者・学校が連携し、子どもの安心・安全な環境の確保や地域で子どもを守り育てるといった取り組みを行うことが大切です。このように地域との関わりが増えることは、歴史や文化を知る機会にもつながり、子どもたちの中に地域への愛着心が生まれ、将来もこの地域に住み続けたいと思えるような子どもが増えてくることも期待できます。
- ・第1次共生ビジョンで取り組んだ不登校対策については、不登校児童生徒数が平成23年度から増加傾向にあり、学校、保護者、関係機関との連携協力による取り組みを強化する必要があります。不登校に対する研究を深め、だれもが安心して通える学校づくりへの方策を検討していくことが必要です。

### 【2 基本方針】

- ・いじめ問題や不登校など、人間関係で悩む児童等への対応に努めます。
- ・子どもの安心・安全な環境の確保、地域で子どもを守り育てる取組を進めます。
- ・外部専門機関との連携、専門的知識を持ったカウンセラー、学校心理士等の活用による学校・教職員負担の軽減を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・不登校などの課題に対する適切な対応
- ・地域による学校支援の充実
- ・地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
- ・外部専門機関との連携による学校負担の軽減



### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・ 圏内小中学校から報告される児童生徒に係る生徒指導上の問題は、複雑化・多様化の傾向が見られます。また、「いじめの認知件数」及び「不登校児童生徒数」については、「横ばい」又は「増加」の傾向が認められます。それぞれの課題解決に向けては、SC、SSW、臨床心理士、弁護士などの専門的知識を有する職員の活用や市町関係課及び警察、児童相談所、教育支援センター等と連携した支援を強化する必要があります。
- ・ この度改定される学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念とし、地域との連携・協働のもと、地域社会の担い手・作り手としての児童生徒の育成が求められています。加えて、防災・防犯活動においても、学校と地域住民等との連携・協力のもとで、安心・安全な学校環境・地域環境を確保することが求められています。
- ・ 新たな学習指導要領に基づく授業改善、生徒指導上の問題解決、保護者から求められる要望への対応等、学校・教職員に求められる役割は多岐にわたっており、その対応に要する教職員の時間外労働時間の増加が大きな課題となっています。関係機関との連携、保護者・地域との連携・協働により課題の早期解決を図るとともに教職員の負担軽減を図る必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・ 「いじめ問題」や「不登校」など、児童生徒に係る課題等の未然防止・早期発見・早期対応解決に努めます。
- ・ 学校・家庭・地域と共に子育てを進める取り組みを進めるとともに、安心・安全な学校環境・地域環境を確保する取組を進めます。
- ・ 外部専門機関との連携、専門的知識を持ったスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー・学校心理士、弁護士等の連携・協力により、問題に対して適切な対応を図るとともに学校・教職員の負担軽減を図ります。

### 【3 主な施策（例）】

- ・ いじめ・不登校などの課題に対する適切な対応
- ・ 地域による学校支援の充実
- ・ 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
- ・ 外部専門機関との連携による学校負担の軽減

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：都市整備部 東員町：建設課
	分野	(4)	土地利用	
	共生ビジョン頁	25		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・住宅開発などを行う場合には、都市計画法など法的な制約があり住宅開発などが進まない現状にあります。定住・移住を促進するためには、圏域の土地が小規模住宅の開発や農業の展開などに有効利用できるような努めることや国や県に働きかけることが必要です。

### 【2 基本方針】

- ・都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での住宅開発の周知を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・指定区域内における住宅開発の周知・相談

### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・桑名都市計画区域（東員町及び旧員弁町）は中部圏開発整備法第2条第3項に規定される開発整備区域であるため区域区分の設定が義務付けられています。市街化調整区域では原則建築物が建てられず、土地利用が著しく規制されていますが、第34条第11号に指定された区域においては、新たに土地を購入した第三者による一戸建の住宅の建築が認められているため、圏内、圏外を問わず住民の定住に大きく寄与しています。また一戸建専用住宅の宅地開発も認められているため、区域の指定以降は当該制度を利用して多くの住宅が建てられています。
- ・具体的には、市街化調整区域内でもっとも容易に建築ができる方法として、ホームページで区域を公開するとともに、電話、窓口の相談者に対して当該区域の周知を図っています。
- ・課題としては、農用地に隣接した農地や戸数密度が不足しているエリアの宅地など、一見条件が同じ様な土地でありながら、第34条第11号の区域に含まれている土地と含まれていない土地が混在しているため、土地所有者間に不公平が生じています。また、高速道路のインターチェンジが開通し、土地利用の多様化、需要が高まってくることが予想されるため、農振農用地等の優良農地は保全しつつ、宅地として利用した方が定住が促進されると判断できる土地については積極的に宅地として利用できるように、34条11号の区域の拡張を検討していく必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・第2次共生ビジョンに引き続き、都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での住宅開発の周知を図ります。

### 【3 主な施策（例）】

- ・指定区域内における住宅開発の周知・相談及び第34条第11号指定区域の拡張の検討

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：農林商工部、都市整備部 東員町：産業課、建設課、政策課
	分野	(5)	産業振興	
	共生ビジョン頁	26		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

#### 【農業】

- ・ 農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、集落ぐるみで生産活動を維持するといった取り組みを推進しています。これまでの取り組みは継続しつつ、今後は高齢者の生きがい対策づくりや、圏外者との交流の推進、移住者の就労の場確保に圏域の資源である農地を活用していくような取り組みも必要です。
- ・ 安定した農業経営基盤を構築していくためには、特産品や安心・安全が確立された農産物を地域ブランドとして、関西、中京圏はもとより全国へ流通させる取り組みを強化することも必要です。

#### 【商業・観光】

- ・ 東海環状自動車道路西回り区間の整備事業の本格化や、主要国道421号線の完成など圏域と大都市の距離が近くなっています。
- ・ 農家などに滞在して農業体験を行うといった、圏域内の豊かな自然を活用してのグリーンツーリズムの推進により、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に繋げる取り組みが必要です。
- ・ 圏域の歴史・文化・施設といった地域資源を活用した地域経済の活性化への取り組みが必要です。

#### 【工業】

- ・ 優良企業を誘致し圏域の住民の雇用を創出することや地域の活性化をどのように行うかが課題となっています。
- ・ 東海環状自動車道路西回り区間の整備事業が本格化し、圏域内各地で工事が進められ、建設業の動きも活発化してきています。交通アクセスが向上することにより、圏域のポテンシャルがアップするこの機会に、積極的に情報発信や企業訪問を実施するなどして新規企業の誘致に努め、圏域内の安定した雇用を創出していきます。

### 【2 基本方針】

- ・ 農業従事者及び農地所有者の役割分担を定め、効率的で安定的な農業生産活動ができる取り組みに対して支援を図ります。
- ・ 圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。
- ・ 企業誘致により住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・ 農業生産活動の推進
- ・ 喜び農業の推進
- ・ 観光によるまちづくりの推進
- ・ 企業誘致の促進

## 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

### 【農業】

- ・持続性のある農業生産活動ができるよう、集落ぐるみで生産活動を維持する等の取り組みに対して支援を行っています。
- ・圏域の資源である農地を活用し、移住農業者の生産活動を支援する取り組みも必要です。
- ・農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、若年者・女性などの多様な農業従事者の確保や意欲のある新規就農者の確保が必要です。

### 【商業・観光】

- ・東海環状自動車道西回り区間や、主要国道421号の整備が進むことで、アクセス性の向上につながり、大都市からの更なる自動車での来訪客の増加が期待されています。
- ・圏域の豊かな自然・歴史・文化・施設等の地域資源を活用した地域経済の活性化への取り組みが必要です。今後は、いかに持続、継続性をもたせつつ活性化を図っていくかを検討していきます。

### 【工業】

- ・東海環状自動車道西回り区間の東員IC、大安ICの供用が始まり、全線開通が物流ネットワークの要として生産性向上による経済成長を支え多大なストック効果をもたらすと期待されています。
- ・インフラ整備が整うことで企業の進出や設備投資も旺盛になっていますが、新規に企業が進出する工業団地や適地を確保できないため企業の需要に対応できていません。
- ・これまでは企業本体の誘致を優先的に行ってきましたが、人材不足の問題が市内企業にも顕著に現れているため企業と情報を共有しながら人材確保のための支援を行っています。

## 【2 基本方針】

- ・農業従事者が、効率的で安定的な農業生産活動ができる取り組みに対して支援を図ります。
- ・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。
- ・企業誘致をすすめる適地を確保し、住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

## 【3 主な施策（例）】

- ・農業生産活動の推進
- ・観光によるまちづくりの推進
- ・企業誘致の促進

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市：総務部 東員町：環境防災課
	分野	(6)	防災	
	共生ビジョン頁	27		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・圏域の住民の「生命・身体・財産」を保護し、安心・安全を確保するために中心的な役割を果たしているのが常備消防や消防団員ですが、消防団員の確保は年々困難になりつつあります。今後増加が見込まれる徘徊老人の捜索活動や高齢者が関係する火災などの消火活動に対応するためには、消防団員OBをはじめ、福祉団体、自治会などと連携した地域見守り体制の構築が必要です。
- ・また、東日本大震災を教訓として近隣市町と連携を密に活動をするとともに、迅速な相互応援のための支援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備えた圏域住民の安心・安全の確保が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・市内企業・自治会と連携して消防団員の確保に努めます。
- ・桑員2市2町（桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町）災害時応援協定に基づき、広域連携体制の確立を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・消防組織強化による消防力の向上
- ・地域防災力の充実・強化

### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・消防団は火災活動のみならず、救助活動、水防活動、防火啓発などさまざまな活動が求められ、特に大規模災害時における消防団員の活躍は重要です。
- ・いなべ市消防団と東員町消防団は、定期的に会議を実施し、それぞれの消防団体制について話し合いをおこない、現在危惧されている南海トラフ地震や大規模災害発生時における支援協力体制を構築しています。
- ・国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が施行されるなど、消防団の充実が図られています。
- ・雇用体系の変化や社会的背景の変化などに柔軟に対応しながら、減少しつつある消防団員を確保する必要があります。
- ・また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことから、火災のみならず震災、風水害対策活動への装備の拡充を行い、消防団員が安全に活動できる環境を整える必要があります。
- ・圏域においては、東日本大震災等の支援経験を踏まえて、平時から近隣市町と連携を密に活動するとともに、迅速な相互応援のための応援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備える必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・市内企業・自治会と連携し消防団員を確保します。
- ・桑員2市2町（いなべ市、東員町、桑名市、木曾岬町）災害時応援協定に基づき、広域連携体制の確立を図ります。

### 【3 主な施策（例）】

- ・消防組織強化による消防力の向上
- ・地域防災力の充実・強化

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	いなべ市：都市整備部 東員町：政策課
	分野	(1)	地域公共交通	
	共生ビジョン頁	27		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・圏域内のバスや鉄道といった公共交通を整備、維持することは、定住促進には欠かせません。
- ・圏域内の住民の「通勤・通学・通院・買物」に欠かすことのできない地域バスの効率的な運行や圏域内の行政区域を越えた福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れについての検討も必要です。
- ・運営支援を行っている北勢線は、補助金を活用して改修や改善を行い、安全な鉄道輸送の確保に努めています。乗客数が増加傾向になりつつあるものの依然、経営は厳しく独立採算での運行が難しい状態であり、平成28年度以降の支援の在り方については沿線市町での協議が必要です。
- ・今後も圏域内において、バスと鉄道の連携による利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・福祉バス及びコミュニティバスと鉄道及び路線バスの連携強化などにより、圏域全体として公共交通の利便性の向上を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・地域公共交通ネットワークの維持・強化



### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・圏域内のバスや鉄道といった公共交通を整備、維持することは、定住促進には欠かすことができません。
- ・圏域内の住民の「通勤・通学・通院・買物」に欠かすことのできない地域バスの効率的な運行や圏域内の行政区域を越えた福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れの検討が必要となってきます。
- ・運営支援を行っている北勢線は、補助金を活用して改修や改善を行い、安全な鉄道輸送の確保により、乗客数が増加傾向となっておりますが依然として経営は厳しく独立採算での運行が難しい状態です。
- ・北勢線運営協議会で令和元年から3年間の支援が運営協議会で決定しましたが、今後も補助期間の終了前に補助金の在り方について、沿線市町での協議が必要です。
- ・今後も圏域内において、バスと鉄道の連携による利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・福祉バス及びコミュニティバスと鉄道及び路線バスの連携強化などにより、圏域全体として公共交通の利便性の向上を図ります。

### 【3 主な施策（例）】

- ・地域公共交通ネットワークの維持・強化

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	いなべ市：建設部 東員町：建設課
	分野	(2)	道路等交通インフラ整備	
	共生ビジョン頁	28		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・東海環状自動車道においては、東員インターまでは平成27年度、東員インターから大安インター間は平成30年度の供用開始予定が発表され、残りの全区間について平成32年度供用開始に向けそれぞれの区間で整備が進められており、圏域も国土幹線レベルの高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになり、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上が期待されています。この機会を捉え交通機能が十分に発揮できるように、圏域内の幹線道路や生活道路の整備を充実していく必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・幹線道路、生活道路の整備
- ・東海環状自動車道整備促進に向けた連携

### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・東海環状自動車道においては、新四日市JCTから東員IC間が平成28年8月に、大安ICまでが平成31年3月に開通しました。大安ICから北勢IC（仮称）間について令和6年度供用開始に向け整備が進められており、引き続き養老JCTまでの西回り全区間の早期開通を目指し、国、県と連携し、事業を推進していきます。
- ・このようなことから、圏域が国土幹線レベルの高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになり、企業物流の円滑化や観光施設等への集客が期待されています。
- ・また圏域住民の安全性と利便性の向上を図るため、交通機能が十分に発揮できるように、インターチェンジへアクセスする道路網整備をはじめ、幹線道路や生活道路の整備を充実していく必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の安全性と利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

### 【3 主な施策（例）】

- ・幹線道路、生活道路の整備
- ・生活道路の安全性の向上を図る道路の整備
- ・企業物流の円滑化及び観光施設等へのアクセス道路の整備
- ・防災施設へのアクセス道路の整備
- ・インターチェンジへのアクセス道路の整備
- ・東海環状自動車道整備促進に向けた連携

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	いなべ市：都市整備部、企画部、 教育委員会 東員町：建設課、政策課、社会教育課
	分野	(3)	地域内外の住民との交流・移住 促進	
	共生ビジョン頁	28		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

- ・圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人々を呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。
- ・空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家所有者を対象にした調査の実施や、空き家を活用した民泊事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。
- ・圏域の魅力であるいつまでも元気でいきいきと過ごせる介護予防や健康増進のために進めている「元気づくりシステム」のような取り組みなどについて、全国的に情報発信を進めるほか、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信し、相互に情報を共有できるようにする必要があります。
- ・圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うためには、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。
- ・公共施設等の利用減少対策や老朽化対策などとして、総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画策定の際には、相互利用を踏まえて圏域全体で検討する必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・空き家や空き地などの多様な活用により交流・移住の促進を図ります。
- ・圏域の魅力を積極的に全国へ発信及び売り込みを行い交流・移住の促進を図ります。
- ・圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化などの整備を行います。

### 【3 主な施策】

- ・空き家等の活用の推進
- ・交流・移住の促進
- ・公共施設相互利用の促進

### 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

- ・圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人々たちを呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。
- ・空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家所有者を対象にした調査の実施や、空き家を活用した民泊事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。
- ・15歳から29歳までの若年層の転出等により、若者の人口が減少し、圏域の活力低下が危惧されます。若者に支持される圏域の魅力創造と発信により、交流・移住を活発化させるとともに、圏域の若者の定着に向けた取組み強化を進める必要があります。
- ・圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うためには、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。
- ・公共施設の維持管理において、施設の老朽化対策や利便性の確保のため、公共施設等総合管理計画策定が求められ両市町でも策定いたしました。圏域内での相互利用を念頭において計画の見直しを検討する必要があります。

### 【2 基本方針】

- ・空き家や空き地などの多様な活用により交流・移住の促進を図ります。
- ・圏域の魅力を積極的に全国へ発信及び売り込みを行い交流・移住の促進を図ります。
- ・若者に支持される圏域の魅力を創造し、交流・移住を活発化させるとともに、若者の定着に向けた取組みの強化を図ります。
- ・圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化などの整備を行います。

### 【3 主な施策（例）】

- ・空き家等の活用の推進
- ・交流・移住の促進
- ・若者の交流及び移住の促進
- ・若者の定住の促進
- ・公共施設相互利用の促進

基本事項	政策	3	圏域マネジメント能力の強化	いなべ市：総務部、教育委員会 東員町：総務課、学校教育課
	分野	(1)	人材育成【行政職員・教職員】	
	共生ビジョン頁	29		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

#### 【行政職員】

- ・圏域全体を活性化していくためには、魅力ある施策を企画・運営していく、いなべ市・東員町の職員の資質向上が求められます。
- ・第1次共生ビジョンでは、圏域マネジメント能力の向上となる合同研修を開催し、人材育成を進めてきました。今後も引き続き両市町の職員が共に学びながら職員の資質の向上や職員間の交流が図れる合同研修を開催し、人材育成をすることが必要です。

#### 【教職員】

- ・圏域内の教育を充実していくためには、教員の指導力の向上が求められます。  
第1次共生ビジョンでは、市教育研究所・市教育研究会・郡市教育研究会を中心に教員に対する各種講座を開催し、85%の教職員が当該講座で学んだことを授業などで活用できたとの報告もあり、教員の指導力向上に寄与することが出来ています。
- ・今後も、教職員の指導力の向上を目的にした教育研究所事業と郡市及び市教育研究会事業との一層の連携協力を進めることが必要です。

### 【2 基本方針】

- ・行政職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。
- ・豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、教職員の総合的な教育力の向上を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・行政職員の資質の向上
- ・教職員の資質・指導力の向上

## 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

### 【行政職員】

- ・圏域全体を活性化していくためには、魅力ある施策を企画・運営していく、いなべ市・東員町の職員の資質向上が今後一層求められます。
- ・第1次共生ビジョンでは、圏域マネジメント能力の向上となる合同研修を開催し、人材育成を進めてきました。第2次共生ビジョンでは、合同研修を通じて、お互いの市町を理解するとともに、行政の課題解決に向け、意見交換を図る機会を設け、さらなる圏域マネジメント能力の向上を図れるよう人材育成を進めてきました。
- ・第3次共生ビジョンでは、さらに、圏域マネジメント能力向上を図るため、両市町それぞれが独自で開催する研修に受講できるよう呼びかけ、職員資質向上のための機会を提供しあう必要があります。

### 【教職員】

- ・学習指導要領改訂による新たな教育の推進、いじめ・不登校・虐待等の今日的な課題に対する適切な対応等教員の指導力の向上が求められます。
- ・教員の資質向上を図るため、教育課題に応じた市教育研究所研修講座を開催するとともに、圏内の小中学校教職員の受講を進める必要があります。
- ・圏内の児童生徒の「豊かな心・確かな学力・健やかな体」を育むためには、市教育研究会・郡市教育研究会等の活動を充実させ、教育研究を充実させる必要があります。

## 【2 基本方針】

- ・行政職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。
- ・豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、教職員の総合的な教育力の向上を図ります。

## 【3 主な施策（例）】

- ・行政職員の資質の向上
- ・教職員の資質・指導力の向上

基本事項	政策	3	圏域マネジメントの強化	いなべ市：企画部 東員町：町民課
	分野	(2)	人材育成【市民団体・圏域住民・圏域起業など】	
	共生ビジョン頁	30		

### 【1 共生ビジョン記載内容（第2次共生ビジョン記載内容）】

#### 【市民活動団体】

- ・第1次共生ビジョンでは、圏域の市民活動団体をけん引していくリーダーを育成するため、ボランティアコーディネーターの養成を行ってきました。圏域では、市民活動室が中心となって市民活動団体に関わる講演会や講座の開催、各団体の相談を受けるだけでなく、市民活動団体が活発に活動できるように「スマイルフェスタ in いなべ」をはじめとする様々な交流会や情報発信などにより市民活動団体相互を結びつけるような、繋がりを醸成する機会の充実を進めてきました。
- ・今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動団体への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動ができるように、市民活動団体同士の講演会やネットワークづくりを支援することが必要です。

#### 【圏域住民・圏域企業など】

- ・魅力ある地域づくりを推進していくためには、観光やスポーツ指導の専門的な知識を身につけた人材などを圏域内に育成していかななくてはなりません。
- ・第1次共生ビジョンでは、観光分野の専門家を育成するために、観光振興で全国的に活躍している方を講師として招き、最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学ぶ「観光によるまちづくり」の研修や、着地型観光商品の企画を学ぶ「里の旅プランナー」の研修を開催し、観光分野の専門家の資質の向上を図りました。
- ・子どもに対してスポーツ指導を行う方を対象に、全国的に活動している医師からスポーツ医学に基づく競技別の指導方法の講座や、アスリートから学ぶ実践講座を開催し、圏域内で活躍するスポーツ指導者の資質の向上を図りました。
- ・今後も引き続き「魅力あるまちづくり」を市民と共に進めていくために各専門分野におけるマネジメント技術などを学び身に付ける研修会等を開催し、圏域をけん引する人材の育成や確保が必要です。

### 【2 基本方針】

- ・新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を行います。
- ・地域をけん引する圏域内の住民・企業などの資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

### 【3 主な施策】

- ・市民活動団体の資質の向上
- ・圏域内の企業・住民などの人材育成の推進



## 【1 現状及び課題（第3次共生ビジョン記載予定内容）】

### 【市民活動団体】

- ・いなべ市市民活動センター及びとういん市民活動センターが中心となり団体登録や運営支援を行っています。現在いなべ市では139団体、東員町では72団体が登録し様々な活動を行っています。
- ・市民活動センターでは市民活動団体の相談支援や指導を行うだけでなく、各種講演会や講座を開催しています。また、活動団体の発表の場として「スマイルフェスタ in いなべ」や「とういんわくわくフェスタ」を開催し、交流の場の提供を行っています。
- ・インターネットや情報誌を活用して情報を共有し、市民活動団体の相互のつながりを醸成する機会の充実を図っています。
- ・市民活動センター職員は、各種研修に参加し自己研鑽を行い、リーダー育成の推進に力を注いでいます。
- ・今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動や、市民活動団体相互のネットワークの構築により市民活動団体の資質の向上を図るとともに、市民活動を担う人材の育成及び確保が必要です。

### 【圏域住民・圏域企業など】

- ・魅力ある地域づくりを推進していくためには、専門的な知識を身につけた人材などを圏域内に育成していかななくてはなりません。
- ・今後も引き続き「魅力あるまちづくり」を市民と共に進めていくために各専門分野におけるマネジメント技術などを学び身に付ける研修会等を開催し、圏域をけん引する人材の育成や確保が必要です。

## 【2 基本方針】

- ・新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を行う。
- ・地域をけん引する圏域内の住民・企業などの資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

## 【3 主な施策（例）】

- ・市民活動団体の資質の向上
- ・圏域内の企業・住民などの人材育成の推進

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会 会議録

会議名	第2回 旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会
開催日時	令和元年6月25日(火) 10:00~12:00
開催場所	いなべ市役所 シビックコア棟 2階研修室 2、3
出席者	<p>【委員】15名          岩崎恭典、松岡洋、安藤修平、池田秀夫、荒木佳子、滝本収、神谷清、近藤徳次、水谷善則、伊藤宗明、相田直隆、岡本恒一、佐藤秀子、土岐昌男、佐藤忠生          (欠席：楠田泰司、桑原浩、伊藤良子)</p> <p>【事務局等】12名          いなべ市：総務部長、都市整備部長、福祉部長、健康こども部長、農林商工部長、公共建築課長、教育部長、企画部長、政策課長、政策課3名</p> <p>【オブザーバー】15名          東員町：総務課長、町民課副課長、環境防災課長、地域福祉課長、健康づくり課長、子ども家庭課長、長寿福祉課長、産業課長、建設課課長補佐、学校教育課副課長、社会教育課長、政策課長、政策課2名</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委員等自己紹介</li> <li>3. 座長あいさつ</li> <li>4. 説明及び審議事項              (1) 令和6年度末の圏域の将来人口目標について              (2) 第3次共生ビジョンの現状及び課題・基本方針について</li> <li>5. 意見交換会</li> <li>6. 閉会</li> </ol>
配布資料	<p>【資料1】令和6年度末の圏域の将来人口目標について</p> <p>【事前配布資料】第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン圏域の課題と課題解決に向けた基本方針(案)</p>
公開、非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議 事 概 要	
<p><b>1. 開会</b>  <b>【事務局】</b>          定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催いたします。</p> <p><b>2. 委員等自己紹介</b>  <b>【事務局】</b>          前回の懇談会を欠席された方の自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>～前回欠席者のみ自己紹介～</p> <p><b>3. 座長あいさつ</b>  <b>【座長】</b>          あいさつ</p>	

#### 4-（１）. 令和 6 年度末の圏域の将来人口目標について

【事務局】

資料 1「令和 6 年度末の圏域の将来人口目標について」により説明

#### 4-（２）. 第 3 次共生ビジョンの現状及び課題・基本方針について

【事務局】

事前配布資料により説明

【いなべ市健康こども部長、総務部長】

事前配布資料 P2 について説明。

【いなべ市福祉部長、健康こども部長】

事前配布資料 P4、5 について説明。

【いなべ市教育部長】

事前配布資料 P8 について説明。

【いなべ市都市整備部長】

事前配布資料 P10 について説明。

【いなべ市農林商工部長、都市整備部長】

事前配布資料 P12 について説明。

【いなべ市総務部長】

事前配布資料 P14 について説明。

【いなべ市都市整備部長】

事前配布資料 P16 について説明。

【いなべ市公共建築課長】

事前配布資料 P18 について説明。

【いなべ市都市整備部長、企画部長】

事前配布資料 P20 について説明。

【いなべ市総務部長、教育部長】

事前配布資料 P22 について説明。

【いなべ市企画部長】

事前配布資料 P24 について説明。

【座長】

現状及び課題について、各担当部から説明がありましたが、今日委員さんにご意見いただきましたことは、一つは、基本項目に今後 5 年、10 年見越した時に両市町が圏域として取り組んでいかなければならないことが抜けているところはないか、新しく取り組んでいくべきことはないかを専門的な知見で意見を出していただきたいと思います。

例えば、今年の 4 月に入管法が改正され、外国から働きにくる方が増えていきます。外国から働きにくる方への施策を考える必要がある。また外国からの観光客対策も考えてもいいんじゃないかと思います。

また今後の予定は、8 月末くらいに第 3 回の懇談会を開催し、具体的な施策レベルの話をするために両市町で検討していただき、ご報告していただく。

それでは、どの項目でもいいので、何か意見はありますか。

【委員】

外国人の雇用は増えてくる傾向にあり、病院でも東南アジアの介護士の方が入りました。三重県の外国人雇用の促進の事業があり、スペインとポルトガルの通訳の方を半年置いてほしいと要望がありました。今後は定住も含め、そのあたり考えていかなければならないと思います。

海外の人達に高い医療技術を提供するという事で研修、手術していただくことを考えています。

病院に独身の女性が多くいます。未婚、晩婚化対策として、婚活事業もこの定住に入れられないか検討ください。

【座長】

外国人の方のライフスタイルは多岐にわたると思います。学校教育などの対策は必要だと思われる。

【委員】

外国の方や働き方改革において女性の社会進出などで、就労時間が長くなることで、子どもの居場所づくりというのが課題になってきます。その子どもの居場所である放課後児童クラブの記載がありません。就労、移住が促進していくと必ず、子どもの居場所対策が重要となってきます。

【座長】

働き方改革も含め、子どもの居場所をつくることは、働く環境を整備することにも繋がります。東員町は、どのようにやっていますか。

【東員町子ども家庭課長】

公設民営で学校ごとに施設を設けています。

【座長】

共通するインフラですから、どうやって維持していくか、充実させていくか大きなテーマになりますね。他にはありますか。

【委員】

民生委員で一番大きな課題は、買い物や通院で、公共交通の充実について具体的に進めていただきたいと思います。もう一つは外国人の課題で、小学校や保育園などに訪問させていただいた時に一番何に困っているかと聞くと外国人生徒の親とのコミュニケーションが難しい。通訳の方の人材不足の対応をお願いしたいと思います。

【座長】

医療の際や学校とのやりとりの時に子どもは日本語を喋ることができるが、親が日本語を話せなく、連絡を伝えることができない場合にどうアシストしていくか圏域全体で通訳さんの確保を考えていくべきということですね。

【委員】

12 ページの企業誘致を進めることは少子高齢化、医療の問題解決に繋がる。優先的に進めていくとよいと思う。また 16 ページの公共交通の利便性というところで、平成 25 年くらいに質問した時に東員町もいなべ市も諸事情あり、進めていくのが難しい課題という話だったが、今この話が進むことは良いことと思うので、ぜひ引き続き進めていければと思います。

【座長】

第 2 次共生ビジョンをお持ちの方は、第 8 章のところに課題の積み残しがあります。今、話の合った福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れの検討を入れてあるのだが、このまま積

み残しのままなのか、いよいよ第3次で取り組んでいけるのか大きな課題だと思います。この積み残し課題をどういう風にビジョンの中に入れられるか検討していきたいです。

【委員】

6月2日朝の7:30のことですが、車に乗っていると大きな音がしました。事故だと思いその音の方に向かうと軽四が止まっていた。91歳の方が運転しており、タイヤがパンクしながら運転していました。様子を見ていますとふらふらの状態でした。この方はお孫さんの送迎に行くために車を運転されていました。話を詳しく聞くと先日奥様を亡くされ、眠れない日々が続いており、朝方に睡眠薬を飲んだと言っていました。その状況でもお孫さんの送迎にいかなければならないので、車を運転したと言っていました。このような方が免許を返納されたら、どうなるのか、こういった方が返納しても移動できるように一步踏み込んだ圏域で話を進めていくべきだと思います。

【座長】

重たい問題提供いただいて、これをどう書き込んでいくかところですが、私は隣近所の方の運転できる人が乗せていくということに尽きるのかなと思います。それをお金をとって、ウーバーという仕組みを取り入れていくことかと思いますが、現状は法律の壁によってそれができない状況で公共交通がどう補っていくか圏域の課題になってくると思います。

【委員】

施設でお預かりしている障害のある息子さんのお父さんが送迎を行っていますが、お父さんも年配になれますと送迎が難しくなる。そういった場合どう対応していけばよいのか。施設に預かってもらうしかなくなってくると思います。それ以外の方法で公共交通を整えば、その送迎の手助けになると思います。障害者施設の人員が不足していることについて、従業員の募集をかけて雇えば、支出も増えます。増えた分の補助金はもらえないとなった場合、どう経営していくべきなのか悩んでいます。

あと、小さいうちに自分の子どもに障害があると認められない親がおり、大きくなってから問題が発生するケースがあります。保育園や小学校とその子どもをみる施設のしっかりとした申し送りをする必要があると思います。

【委員】

緊急時の障害者施設の受け入れですが、開設して24年経ち、最初からいる方の親は高齢になってきおり、とても送り迎えができない状況になってきています。あじさいの家は、緊急時の受け入れでは、いなべ市にスプリンクラーの設置や施設整備をしていただいたこともあり、受け入れ体制をとることはできました。ただ、いつも預かるということはできません。常時預かる従業員を雇わなければなりませんし、職員が足りない状況で、常時預かる体制を整えるためには、雇用賃金を上げ、人材を確保するなどに対応しなければなりません。

【座長】

いろんな事情があった人が増えてきますので、今の人員だけでは対応できなくなってきて、専門職だけでなく、いろんな方を確保していかなければならない。包括ケアシステムや重層的な多職種の1次、2次、3次、4次の階層別のコーディネートで少しは対応できるかもしれません。次のビジョンでは、大きな課題であると認識していかなければなりませんね。

【委員】

昨日の夜も消防団と防災課で集まっていたのですが、人員確保していくのが難しい。特に藤原町は人口が少ないです。将来的にみると人口減少、若者流出により、定年延長をしていかなければならなくなってくる。その中で、市内企業さんに勤める団員が仕事に出動がかかっても仕事から抜けることができない。できれば仕事であっても抜けるようにしてほしい。

自治会にも理解していただきたいです。例えば草刈りと訓練が被って、訓練に行くといういやな顔をされる方もみえるみたいです。

【委員】

火事が起きた時になるサイレンがうるさいという苦情があります。それについてどうでしょうか。

【座長】

先ほどの障害をもった子どもの話もサイレンがうるさいという人の話も世代が人と人との繋がりで地域があるという感覚が薄れてきています。けれどそれをこの定住、移住、人口を維持していこうとする時に共生のビジョンとして地域社会で生きていけるような優しさを育める地域社会をつくっていくことで、じゃあどの分野なのかという話になるかもしれませんが、基本的に考えとして大事なことだと思います。

【委員】

防災の件ですが、避難場所に行くために年配の方などがその場所に行けるのかなどの避難時の計画や避難訓練の時にどの場所でも同じことをする。その避難場所ごとに訓練の内容も変わってくる。授乳室はどうするか、年配の方の対応などリアルを想定しての訓練を行う方が良い。

【委員】

地域が安心して教育できることが大事で、いじめや発達障害ということで、発達障害については専門家からは、少し見ただけで、発達障害と判断するのは危険だと、問題を起こす子がすべて発達障害ではない。その子どもとの関わりの中で誤った伝え方などをしたために問題的な行動を起こす場合はある。そういった判断をできるように現場でも勉強している最中です。小学校は小学校、中学校は中学校というのではなく、東員町、いなべ市という枠も学校ごとにも連携し、圏域でみていける体制が重要だと思います。

【座長】

人口71,000人を維持していくためには、教育に力を入れていくのは重要で、その部分でももっと書き込んでいく必要がありますね。

## 7. 閉会

【事務局】

閉会の挨拶